

宿泊施設優待利用(割引)のご案内!!



平成29年度より、社会保険協会に加入している事業所が下記の宿泊施設で優待利用(割引)ができるようになりましたのでご案内します。ぜひご利用ください。

ご利用いただける方は、社会保険協会に加入されている事業所の被保険者と被扶養者でチェックイン時に施設利用会員証が必要になります。

宿泊施設優待利用をご希望の方は、**申込書**と**92円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)**を当協会までお送りください。当協会から**施設利用会員証**をお送りいたします。(会員証は、1グループ1枚提示で可、有効期限3年、継続して利用可能です。)

ご利用方法等詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。尚、ほかの割引料金サービス(ホテルパック等)とは併用できませんのでご了承ください。

施設名	施設利用会員証
船員保険会施設 ■全国の4施設	フロントへ提示
ホテル法華クラブグループ ■沖縄県内、ホテル法華クラブ那覇新都心/アルモントホテル那覇県庁前	フロントへ提示
高輪・品川プリンスホテルグループ ■東京都の4施設	提示不要
プリンスホテル優待プラン ■全国のプリンスホテル・スキー場・ゴルフ場等	フロントへ提示
湯快リゾート ■全国26施設	フロントへ提示

※対象施設、予約電話番号等は当協会のホームページに記載してあります。

施設利用会員証申込書

年 月 日

一般財団法人沖縄県社会保険協会殿

事業所名			
住所	〒		
電話番号		担当者名	
事業所記号	-		

※事業所記号は、「社会保険おきなわ」を郵送した封筒の宛名シールに記載されております。